

## 失格判断基準

| 項目  | 細目                                   | 内容  |
|---|--------------------------------------|---|
| ア 低入札価格調査に協力しないとき                                       | (1) 事情聴取に応じない場合                      | ① 事情聴取等に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。)を含む。)<br>② 事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合<br>③ 事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合  |
|   | (2) 適正な工事費内訳書が提出されない場合               | ① 入札時に提出された工事費内訳書と異なる内容の工事費内訳書が提出された場合  |
| イ 設計仕様等に適合しない場合   | (1) 設計仕様書等の品質等を満足しない場合               | ① 業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。<br>② 業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書又は仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合                           |
|   |                                      | ③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合<br>④ 一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合  |
| ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合                                    | (1) 品質確保及び安全確保について、支障がある場合           | ① 直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合<br>② 共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合<br>③ 現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合<br>④ 一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合                                |
|   | (2) 法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合          | ① 労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合<br>② 下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合<br>③ 下請予定業者等からの聴き取り等により、下請見積書の記載価格が、いわゆる「指し値」である場合、値引きがある場合等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合 |
| エ 建設副産物の処理が適正でない場合                                      | (1) 入札参加資格委員会が建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合 |   |
| オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合                           | (1) 法令違反がある場合                        | ① 適用を受ける関係法令に違反が認められる場合   |
|   | (2) 契約上の基本事項違反等のある場合                 | ① 適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合   |
|   |                                      | ② 共同企業体による施工の場合において、下請予定業者が当該共同企業体の構成員である場合   |
| (3) 上記(1)および(2)のほか、入札参加資格委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合 |                                      |   |